

(記号) 01010101 (番号) 0000001
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様

お問い合わせ番号
01-0101-1-1

0010001
北海道札幌市北区北10条西3-23-1
THE PEAK SAPPORO
全国健康保険協会 北海道支部

TEL: 0570-015-369 (ナビダイヤル)
(協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年6月7日時点)。

記号	1010101	番号	1	(枝番) 00
氏名	協会 花子			
フリガナ	キョウカイ ハナコ			
生年月日	昭和40年10月1日			
負担割合(令和6年6月7日時点)	3割			
資格取得年月日	昭和60年10月1日			
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部			

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルに
ログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→



なお、現在、協会けんぽに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、協会けんぽ(マイナンバー専用ダイヤル)までご連絡ください。

**** **** 1234

医療機関等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、左下にある資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。)

資格情報のお知らせ

記号 1010101 番号 1 枝番 00
キョウカイ ハナコ
氏名 協会 太郎
生年月日 昭和40年10月1日
資格取得年月日 昭和60年10月1日
保険者番号 01010016
保険者名称 全国健康保険協会 北海道支部

左側をミシン目で切り取ってマイナンバー
カードと併せて大切に保管してください。
資格情報のお知らせの利用については、
裏面及び別紙をご覧ください。



資格情報のお知らせの取扱いにあたって

- ・資格情報のお知らせのみで医療機関等を受診することはできません。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
- ・医療機関等を受診する際にマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等で提示していただくか、この資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。
- ・健康保険の記号・番号は健康保険の各種給付金等の申請や健診の受診において必要になりますので、ご利用ください。
- ・資格情報のお知らせは、マイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
- ・裏損・紛失したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付請求」を加入の全国健康保険協会支部に提出してください。



資格情報のお知らせをお送りいたします。 加入者情報(マイナンバーの下4桁) の確認をお願いいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証に替えて、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みになります。当協会では、全ての加入者様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の点検を実施しましたので、ご確認をお願いします。

また、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせをお送りいたします。

様式例

取得年月日 令和6年10月1日
支店名 全国健康保険協会 北海道支部

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

なお、現在、医療機関等で登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです。ご確認ください。(12桁の表示)表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していることを確認してください。

**** * 1234

1 同等を受診した際に、マイナ保険証の提示ができません。この場合は、スマートフォン画面をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

2 登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです。表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していることを確認してください。

3

資格情報のお知らせ				
記号	01010101	番号	0000001 種類	00
		1x24		007
氏名	協会 太郎			
生年月日	昭和40年10月1日			
資格取得年月日	令和6年10月1日			
保険者番号	01010016			
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部			

左側をクシ型で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。資格情報のお知らせの詳細については、別紙をご覧ください。

1 資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できます。

また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。詳しくは裏面の「令和6年12月2日以降の受診方法」をご確認ください。

なお、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

※切り取った資格情報のお知らせを棄損または紛失したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の協会けんぽ支部にご提出ください。

2 マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。表示している下4桁の数字が、ご自身のマイナンバーの下4桁と一致していない場合には、以下までご連絡ください。

お問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369 (ナビダイヤル) ※土日祝日年末年始を除く

※一部IP電話等で繋がらない場合は、加入の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

3 マイナポータルでも健康保険の資格情報を確認できます

マイナポータルでもご自身の最新の健康保険の資格情報を確認できます。

ログイン方法等については裏面の「マイナポータルの資格情報の確認方法」をご覧ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

メリットや利用登録方法については、別紙をご覧ください。

※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご覧ください。(右の二次元コードからアクセス)



2 マイナ保険証+マイナポータル資格情報画面(スマートフォン)

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

資格情報画面の表示等については下部の「マイナポータルの資格情報の確認方法」をご覧ください。

3 マイナ保険証+資格情報のお知らせ

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等であって、スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

4 健康保険証

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となりますが、現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。

なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。

[その他]

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を使用することができない状況にある方については、「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

マイナポータルの資格情報の確認方法

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合に、マイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。

マイナポータルにログインできない方は、切り取った資格情報のお知らせをお使いください。

※協会けんぽでご提出いただいたマイナンバーを確認中の場合や、協会にマイナンバーをご提出いただいていない場合はご確認いただけません。

ログイン方法等(アプリをダウンロードする必要があります)



1 「始める」を押します。



2 「登録・ログイン」を押しマイナポータルにログインします。



3 ログイン後、「健康保険証」を押します。



4 「資格情報」から、登録されている健康保険証情報が確認できます。

健康保険証は2024年12月2日に廃止

※経過措置として、発行済みの健康保険証は廃止日から最大1年間使用できます。

マイナ
保険証

始まっています!

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの(手続き方法は裏面)



今から使おう! マイナ保険証 なにが変わったの?

メリット

1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?



A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります
他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

メリット

2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?



A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました
急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶ 【何が便利になるの?メリット編】



Q

なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要な？

マイナンバーカードを置いて本人確認



A

保険証の不正使用の防止や医療従事者の業務負担軽減につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健康保険におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことに、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの使い方の詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって使うの？実践編】



手続きは簡単！マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

スマホで簡単！



マイナポータル

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご利用いただけます。



医療機関窓口のカードリーダー

受診時に簡単にできます！



セブン銀行ATM

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ！



市区町村の窓口

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの？今すぐできる！簡単申込み編】



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。
マイナンバーカード総合サイト ▶



使ってみよう！マイナ保険証

協会けんぽでは、マイナ保険証について解説した動画

『使ってみよう！マイナ保険証』を健康保険組合連合会と共同で作成しました。

動画の中では、マイナ保険証のメリットや使用方法に加え、令和6年12月から健康保険証が廃止されることでどのように制度が変わるかについても紹介しています。マイナ保険証についてより詳しく解説しておりますので、ぜひご覧ください。

『使ってみよう！マイナ保険証』



協会けんぽは加入者の皆さまの健康増進を図り、良質で効率的な医療を受けられるよう、加入者の皆さまの安心・安全実現のために努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽ支部の
連絡先はこちら

